

普通貯金および貯蓄貯金の ご利用の停止等に係る期間について

一定期間ご利用のない普通貯金口座、貯蓄貯金口座につきましては、不正に入手されたうえ犯罪に利用される事例が見受けられます。

このため、下記の期間、お客様によるご利用がない場合に、貯金取引を停止または貯金口座を解約させていただく場合があります。

いま一度、長い間ご利用になっていない通帳・カード等がお手元にはないかご確認ください。

なお、貯金取引を停止された口座を改めてご利用されたい場合や、解約された貯金口座に残高があり払戻しをご希望される場合には、所定の手続きにより対応させていただきますので、窓口へお申出ください。

○最終の預入れまたは払戻しから 5年間 利息決算以外入出金がない 残高 1 千円未満 の貯金口座につきましては、ご利用を停止 させていただくことがあります。

○最終の預入れまたは払戻しから 10年間 利息決算以外入出金がない貯金口座 (残高にかかわらず) につきましては、解約 させていただくことがあります。

停止または解約されると、預入れ・払戻し（キャッシュカードのご利用も含まれます）のほか、振込入金、口座引き落とし等ができなくなります。